

練馬区いじめ問題対策方針新旧対照表

変更箇所	頁	新（令和 4 年度）	旧（令和 3 年度）
表題	1 p	(修正) 令和 4 年度練馬区いじめ問題対策方針	令和 3 年度練馬区いじめ問題対策方針
3 会 の 取 組 員	3 p	(修正) 「練馬区教育実践発表会」	「いじめ防止・小中一貫教育実践事例発表会」
	4 p	(修正) 活用	作成
4 学 校 (園) の 取 組	6 p	(修正および追記) (3) いじめの早期発見・早期対応 ② 教育相談の充実 ○毎年度、スクールカウンセラーが小学校第 5 学年および中学校第 1 学年の全員と面接し、スクールカウンセラーとの関わりの場を設定する。また、心のふれあい相談員等による小学校第 3 学年の全員面接を実施することにより、高学年になる前の児童に対して、困ったときに相談しやすい雰囲気を醸成する。	○毎年度、スクールカウンセラーが小学校第 5 学年および中学校第 1 学年の全員と面接し、スクールカウンセラー（心のふれあい相談員も含む）との関わりの場を設定する。